

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年5月15日

和歌山県知事 岸本周平 殿

提出者

住所 和歌山県和歌山市北田辺丁5番地

氏名 第五工業株式会社

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

代表取締役 山田敬三

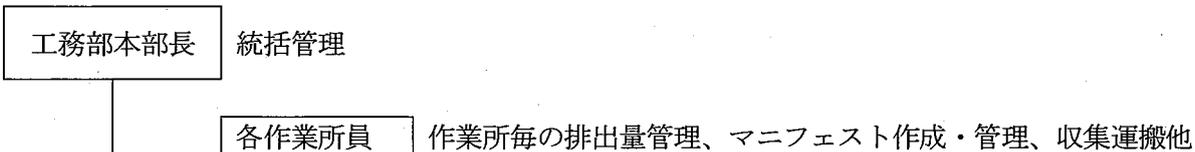
電話番号 073-436-3456

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	第五工業株式会社
事業場の所在地	和歌山県和歌山市北田辺丁5番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06総合工事業
②事業の規模	前年度完成工事高 12億5千万円
③従業員数	32人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	主に下水工事、河川工事、港湾工事、法面工事、農業農村整備工事において ・がれき類(アスファルト・コンクリート破片、コンクリート破片)→再生処理業者に委託し、再生砕石として再資源化 ・汚泥→再生処理業者に委託し、固化し再資源化 ・廃油→再生処理業者に委託し、再資源化 ・木くず→再生処理業者に委託し、チップ化し、燃料等として再資源化 ・建設混合廃棄物→再生処理業者に委託し、再資源化できるものを分別

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 下記の従来通り通りの取り組みを社内周知し取り組みを維持・強化した。 ・工事で発生する産廃については、分別強化を行い、できる限り土砂等混入しない様にした。 ・現場で使用する型枠用木材等は、転用回数を増やし、廃棄物の減量に努めた。 ・材料等の輸送時に使用される梱包材等の返却により廃棄物を減らした。 ・確実な施工管理を行い、余分なコンクリートの取り壊し等を削減した。 ・社内パトロール時に抑制のための取組に関する監視を強化した。		
②計画	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・公共工事が大半を占める為、大幅な削減は難しいので、これまで実施した取組事例を社内で共有・活用し、排出量抑制につなげる。 ・社内パトロール時に産廃排出量に関する監視を強化する。 ・社内・外の研修等を通じ、さらなる産廃に関する知識と廃棄物削減意識の向上を図りたい。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 下記の従来通り通りの取り組みを社内周知し取り組みを維持・強化した。 ・がれき類、木くず、石膏ボード、金属くず、紙くずは分別 ・飛散防止 ・がれき類の分別に当っては特に土砂等が混入しない様にする。 ・混合廃棄物内に廃棄する一般ゴミに相当するものを減らす。 ・社内パトロール時に分別に関する監視を強化する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状の取り組みの強化 ・方が一石綿含有廃棄物が発生した場合は、二重にした専用の袋に入れ廃棄する。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら行わない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら行わない		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら行わない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら行わない		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら行わない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら行わない		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 下記の従来通り通りの取り組みを社内周知し取り組みを維持・強化した。 ・書面による契約の徹底 ・産業廃棄物に関する各種許可証の確認 ・過積載の無いように徹底したチェック ・委託業者による不法投棄などの不正行為を未然に防ぐために、委託業者選定の際には、当社に登録のある協力会社から選定し、信頼性を高める。 ・委託先施設の確認（場所、設備、運搬経路等）		

②計画	【目標】 別紙の通り	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
(今後実施する予定の取組) ・引き続きこれまでの取組を実施し、さらに強化できるような体制作りを行う。		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

